

学校いじめ防止基本方針

1 本校の教育方針

本校は、生命の尊厳と人間尊重の精神を基盤として、“ひとりひとりが 生き生きと 個性の輝く学校”を目標とし、校訓（克己・信愛・創造）の実践を通して、人間として調和のとれた生徒の育成をめざしている。

本校では、いじめの問題に対し、学校、保護者、地域、関係機関が一丸となって取り組み、解決を図るため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な方向性

本校は、過去にあってはならない痛ましい事故を経験し、以来、「人間的なふれあいに基づく生徒指導」を推進し、命の大切さや思いやりの心を育む「心の教育」の充実に努めるなど、教職員と生徒が人間的なふれあいをもとに心のきずなを深めるという生徒の内面理解をもとにした生徒指導をこれまで継続してきた。

いじめは、人として決して許されない行為である。学校としては、どの子どもにも起こり得るという認識のもと、県教育委員会とはもとより、家庭、地域と一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

本校では、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を実現するため、生徒と教員との好ましい人間関係を構築し、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むなど未然防止に努めるとともに、生徒たちの日常生活に目を配り、教員間で情報共有を図るなど、積極的にいじめの早期発見に努める。特に、「いじめを生まない土壌づくり」の一環として、すべての生徒が安全・安心に学校生活を送り、学習に意欲的に取り組めるよう、授業規律の確立、「わかる授業」による基本的な学力の定着、地域貢献活動等による自己有用感の醸成を図る。

また、いじめを認知した場合には、「いじめ対応チーム」を中心に、学年及び学校全体で迅速かつ組織的に対応し、関係する生徒の心に寄り添う継続的な支援・指導を行うとともに、キャンパスカウンセラー等を活用した心のケアを最優先に行う。そして、専門家による研修会や講演会を実施し、いじめの再発防止に努める。

さらに、いじめ防止対策の達成目標を設定し、その取組を年間計画として定めるとともに、取組状況等を学校評価項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善する。

3 いじめ問題に取り組む体制について

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめを許さない」「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、ひとりの教職員だけで取り組むのではなく学校全体で組織的な取組を行う。

(1) いじめ対応チーム（別紙1）

いじめを未然に防止し、未然防止、早期発見、早期対応するため、「いじめ対応チ

ーム」を組織し、いじめ問題に対し、迅速かつ適切に対応できる指導体制を整える。また、チームとして日々の生徒の様子やアンケート調査の分析を通して、生徒に関する情報を正確に把握し共有することで、迅速かつ適切な対応を図る。

(2) 年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見のため、学校全体で関係機関とも連携しながらいじめ問題に計画的に取り組む。

- ・「いじめに関するアンケート」を定期的実施し、いじめの早期発見に努める。
(各学期1回・無記名式)
- ・「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会)やいじめの具体的事例をもとにした校内研修と専門家による研修を積極的に実施するなどして、教員のいじめに関する認知能力やいじめ対応能力の向上を図る。
- ・生徒や保護者を対象にした専門家による講演会を開催し、生徒や保護者へのいじめに関する意識啓発に努めるとともに、教職員、生徒、保護者で構成される本校独自の「三者会」において、いじめの未然防止策について協議する。

(3) いじめが起こった場合の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向け、ひとりの教職員だけが対応するのではなく、関係機関とも連携しながら組織的に取り組む。

4 いじめを許さない学校風土づくりの取組について

(1) 教科指導の充実

- ・生徒の到達度に応じた「わかる授業」の実践により、生徒一人ひとりの進路目標に応じた学力の向上を図る。
- ・授業において規範意識の醸成を図り、互いに高めあう集団づくりをめざす
- ・研究発表や討論会等の言語活動を積極的に取り入れることで、コミュニケーション能力を育むとともに、「主体的、対話的で深い学び」を実現する授業展開を通して、自ら学ぶ意欲を高め、社会に主体的に関わる態度を育てる。

(2) 特別活動・部活動の充実

- ①人間的なふれあいを基盤に、ホームルーム活動の中で、自分の生き方や考え方を深め、他を受容できる寛容な態度を育む。
 - ②地域貢献活動において、生徒が各自の得意分野を活かしてボランティア活動を行い、地域の方々との交流を深めることを通して、自尊感情や自己有用感を一層高める。
- 笑顔の輪をつくり隊(特色類型入学者を中心に)
地域の現状・課題・要望を踏まえた地域活性化・交流イベントの企画・開催
 - 地域イベント協力隊(学校設定科目:ボランティア実践選択者を中心に)
 - ア 「グリーンフェスタ」国際ソロプチミスト神戸西バザー
 - イ 「美賀多台ふれあい運動会」(美賀多台ふれあいまちづくり協議会と連携)
 - ウ 「美賀多台ふれあい夏祭り」(美賀多台自治会協議会と連携)
 - エ 「美賀多台ふれあい敬老会」(美賀多台ふれあいまちづくり協議会と連携)

- オ 「クリーンアップ作戦」(1年生、運動部員中心)
- カ 「みかたっこクラブ交流会」(バスケット・野球・サッカー・陸上部)
- キ 「独居高齢者とのふれあい食事会」
- ③ ふれあいスポーツ(各運動部員)
レスリング、サッカー、バスケットを通じた近隣小学校の児童との交流
- ④ 美賀多台児童館交流会(学校設定科目:「ボランティア実践」選択者)
- ⑤ 狩場台児童館コンサート(吹奏楽部)
- ⑥ その他地域行事等への参加
- ⑦ ふるさと貢献活動発表会の開催

(3) 教育相談体制の充実

- ・生徒、保護者との面談の定期的実施
- ・キャンパスカウンセラーによるカウンセリングの実施(生徒、保護者、教員対象)

(4) その他の主な取組

- ・人権教育ホームルームや人権教育講演会等を通して思いやりの心や人間尊重の精神を育てる
- ・教科「情報」において、インターネット上のモラルについて教えるなど、情報教育の充実に努める
- ・保護者・地域との連携を図るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載、保護者に説明することで、学校の取組体制の周知を図る。
- ・本校独自の「三者会」でネットいじめ防止について検討し、生徒・家庭・教員への周知徹底を図る。
- ・開かれた学校づくりを一層進めるため、公開授業や新たな地域とのふれあい交流事業を積極的に展開するよう検討を進める。
- ・生徒会を中心にいじめ防止ポスターを作成するなど、啓発・防止にあたる。

5 ネットいじめへの対応

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷をインターネット上の不特定多数の者や Web サイトの掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすましたりして社会的信用を貶める行為等をさす。掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載することがネットいじめであり、書き込みが悪質な場合は犯罪行為となる。本校では、携帯電話、スマートフォン等の学校での使用を禁止するなど、保護者の協力も得ながら、生徒が学業に専念する環境づくりに努めている。しかしながら、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、また、昨今、Web サイト上への悪質な書き込みや問題のある画像の貼付けなどが頻繁に起こり、社会問題にもなっていることから、家庭での指導も不可欠であり、今後、学校と保護者が緊密に連携・協力しながら指導を進める。

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される。

【兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」より】

また、子どもたちのパソコンや携帯電話、スマートフォンを第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭でのルールづくりを行うよう意識啓発を図る。

さらに、SNS や LINE など、教師や親の目の届かないところで常に子どもたちがトラブルに巻き込まれるなどの危険に晒されていることを認識し、子どもの小さな変化を見逃さず、心配な場合はすぐに学校に相談するなど、学校と保護者が一体となった連携を深めていく。